

元食産第1290号  
令和元年7月23日

一般財団法人食品産業センター 会長 殿

農林水産省食料産業局長



「製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書」の周知等について（御依頼）

平素より、農林水産業・食料産業関係施策に御協力いただき誠にありがとうございます。

令和元年6月14日、公正取引委員会は、独占禁止法の優越的地位の濫用行為又は下請法違反行為の未然防止の取組の一環として「製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書」を公表しました。（※1）

本調査は、有識者から「優越的な地位にある事業者が取引先の製造業者からノウハウや知的財産権を不当に吸い上げている」といった指摘が複数寄せられていることを踏まえ、実施されたものです。調査結果として、①ノウハウの開示を強要される、②名ばかりの共同研究を強いられる、③特許出願に干渉される、④知的財産権の無償譲渡を強要される等のこれまであまり知られてこなかった多数の事例が報告されたところです。（※2）

この度、調査結果を踏まえ、公正取引委員会、経済産業省、特許庁及び中小企業庁より、製造業者のノウハウ・知的財産権に係る優越的地位の濫用行為等の未然防止のための周知依頼の連絡がございました。

貴団体におかれましては、知的財産権の保護、優越的地位の濫用行為等の未然防止の観点から、調査報告書「製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書」について、傘下の会員企業宛てに周知いただくとともに、報告書に記載された事例のような不適切な行為が行われないよう注意喚起をお願いいたします。

併せて、公正取引委員会では、知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等について情報収集に努めるとともに、違反行為に対しては厳正に対処していく（下請法違反行為については中小企業庁と連携して対処していく）旨についても周知願います。

(※1) 公正取引委員会HPにて公表

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/jun/190614.html>

(※2) ただし、『優越的地位の濫用規制の観点から問題があると評価されるのは、これらの行為が「自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に」(独占禁止法第2条第9項第5号)行われて製造業者に不利益を与える場合である。そのため、製造業者がノウハウや知的財産権の移転等に係る対価の支払を受けるなど、納得した上で取引先の要請を受け入れている場合や不利益が生じていない場合には、優越的地位の濫用として問題とはならない点に注意が必要である。』とされております。(「製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書」P. 23 より抜粋)

以 上